

令和6年度第3回大野城市男女共同参画審議会

令和6年8月28日（水）14：00～14：50

大野城市役所本館2階 211会議室

出席者 原田会長、菊池委員、鈴木委員、島田委員、庄嶋委員、
釘崎委員、武富委員、的野委員、（委員8名）
人権男女共同参画課（永野課長、高地係長）

《第3回審議会》

1 開会

永野人権男女共同参画課長よりあいさつ

2 会長あいさつ

原田会長よりあいさつ

3 議事

【原田会長】

「第5次大野城市男女共同参画基本計画 令和5年度進捗状況報告書に対する意見等及び担当課回答」についてです。事務局は説明を行ってください。

【事務局】

令和5年度の進捗状況報告書について、2回の会議を通して委員の皆様からたくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。

前回の会議では、皆様からいただいたご意見について、審議会意見としてどう報告書に記載するかご審議いただきました。本日の会議では、これまでご審議いただいた内容を受けての修正を行いました審議会意見と、新たに記載をしております意見に対する担当課回答をご確認いただき、報告書を完成させたいと考えております。

なお、審議会意見をいただいた事業の担当課には事前に照会をしまして、担当課回答の欄に記載をしております。本日の審議で、審議会意見に再度修正が入る場合は、必要に応じて担当課に改めて回答を求めたいと思います。

お送りした資料がお手元にない方はいらっしゃいませんか。

それでは、まず、別紙1の1ページをご覧ください。

初めに、報告書全体へのご意見についてです。前回会議におきまして、審議会意見の語尾が「何々ではないか」だと意見としては弱い、「何々してほしい」などに変更できないか、とのご意見をいただいております。

これにつきましては、提出されましたご意見に沿った形で事務局案を作成していましたが、ご意見の内容に応じて、一部語尾の見直しを行っております。

続きまして、基本目標 1 から 3 までをご説明させていただきます。

報告書冊子の 4 ページ、5 ページをご覧ください。

性的少数者への理解促進のところでは、

審議会意見については、「自身が性自認していく過程で、中高生あるいは小学生等でも悩み苦しんでいるかと思うが、生徒向けの企画・発信により、LGBTQA+への理解がより深まり、互いを認め合う世の中になっていくものとする。生徒等にとっても心身の大切な部分であるので、相談窓口等広がることで、少しでも救われる人が増えるよう、様々な形で理解を深める機会を設けてほしい。また、少数者という表現自体に違和感を覚える人もいると思うので、性の多様性という言葉とともに、周知啓発や講座の実施により理解が促進されるように努めてほしい。」としております。

このご意見に関しては、前回の会議で「学生等」となっているが、高校生までであれば「生徒」としたほうがよいのではないかとのご意見がございましたので、事務局で修正をさせていただきました。この表現でよろしいか、後ほどご意見をいただければと思います。

このご意見に対する担当課としての回答を、男女共同参画課からは、「性自認を意識し始める若い世代に対し、性的少数者に関する周知啓発が必要であると考えている。啓発による理解促進や相談窓口の広報等、様々な機会を捉えて理解を深めていく。また、「性的少数者」「性の多様性」の言葉については、啓発内容や対象者に留意しながら使い方に配慮する。」としております。また、男女平等推進センターからは、市と連携しながら性の多様性に関する周知啓発や講座を実施し、理解促進に努めていくとしております。

次に、冊子の 6 ページ、7 ページをお願いいたします。

男女共同参画に関する情報発信の充実についてです。

審議会意見として、「広報の充実が図られているが、問題意識の醸成だけでなく、身近な各區で活躍する女性の情報を紹介することで新たな地域への参加意識を生み出し、ひいては男女共同参画社会の推進につながるものとする。」こととしております。

このご意見に対し、男女平等推進センターからは、「区の活動や個人にクローズアップしたものではないが、地域で活躍する団体の活動紹介についてはホームページや壁新聞などにより紹介を行っているところである。今後も、地域での女性の活躍については、ご指摘のような点も踏まえながら情報発信を続けていく。」との回答を得ております。

続きまして、冊子の9ページ、10ページをお願いいたします。

市職員を対象とした研修の充実と意識調査の実施です。

こちらは、令和5年度実績の実施内容について、第1回会議では、外部講座への参加呼びかけの効果について具体的な研修や事例を示してはどうか、というご意見をいただきましたので、職員が参加した外部講座及び人数を追記しております。

審議会意見として、「外部研修への参加については、担当課から職員への呼びかけだけでなく、上長からの参加促進など、あらゆる事例を学ぶためのより積極的な働きかけが必要である。」としております。

このご意見に対し担当課としての回答は、「研修等の参加は、庁内掲示板等への掲載だけでなく、部課長が集まる会議等で周知を図るなどして、積極的な呼びかけを行っていきたい。」としております。

冊子の11ページをご覧ください。

男女共同参画の視点による広報物の作成です。

第1回会議において、印刷物チェックリストは公表されていないのか、とのご質問をいただいておりますが、8月7日に市のホームページへ掲載されておりますので、この場をお借りしてご報告いたします。

続きまして、冊子の13ページをご覧ください。

地域や職場における女性活躍に向けた支援です。

審議会意見については、「女性区長経験者の講座はとてもよかったので、一層の活躍と参加の意識の醸成のため、退職直前・直後の50代、60代への支援により、地域活動への参加やキャリアを生かせる取組事例を取り上げていただきたい。」とのご意見をいただきました。

このご意見に対し、男女平等推進センターからは、「参加者自らが地域活動に参加する姿を描きやすくなるよう、地域活動の具体例の紹介等を含め、内容を検討していきたい。」との回答を得ております。

冊子の14、15ページ、別紙1の3ページをご覧ください。

地域における女性役員登用の啓発です。

審議会意見については、「区役員の女性登用だけでなく、地域で女性が支えてい

る活動について、もっと紹介する機会を持っていただきたい。」としております。

このご意見に対する担当課としての回答は、「女性が支えている地域活動について、どのような形で紹介できる機会が持てるかを検討していきたい。」としております。

続きまして、冊子の17、18ページをご覧ください。

男女共同参画の視点を取り入れた防災、被災者支援体制の整備についてです。

審議会意見として、「保育所など女性が多い職場でも適切な対応ができるように、男性だけでなく女性に対しても、災害時に備えた知識を身につけるための啓発、普及活動を推進されることを強く望む。また、男性と女性それぞれが困っていることを互いに知ること、どのような配慮が必要なのか、それらを広く普及することが必要である。」としております。

こちら第2回の会議で意見をいただきました鈴木委員から、災害時に男女それぞれが困っていることを知ることによって、どのような配慮が必要かということ、を普及させてほしいとの補足説明をいただきました。これを受け、事務局案を修正させていただきましたので、この表現でよろしいか、後ほどご意見をいただければと思います。

このご意見に対し、危機管理課からは、「災害に関する啓発・普及活動については、性別を問わず行っている。今後も性別を問わず、災害時に関する啓発・普及活動を行っていく。」男女平等推進センターからは、「アスカーラおでかけ教室等の機会に、男女共同参画の視点を踏まえた防災関連講座を実施しているが、これらの事業を通じて災害時、男女がそれぞれ必要とする配慮等についても周知を図っていく。」との回答を得ています。

冊子の19、20ページをご覧ください。

男女共同参画活動団体への支援についてです。

令和5年度実績の実施内容について、第1回会議では、支援した各種サポーターについて、登録者の増加は具体的に数字とならないかのご指摘をいただきましたので、各事業の新規サポーター登録者数を追記しております。

続きまして、冊子の21、22ページをご覧ください。

事業所における男女共同参画の推進です。

審議会意見として、「企業、事業所への啓発活動では、政策、法規制に大きな変化がないと関心を引きにくいと思われる。成功事例を地道に紹介するなど、直接の講演ではなく、オンラインセミナーへの移行を検討してはどうか。また、オンラインであれば著名な方の講演も可能性があるのではないか。」としております。

このご意見に対し、男女平等推進センターからは、「企業のニーズ把握だけではなく、ご指摘いただいたオンライン等の手法も含め、企業が参加しやすい開催方法についても検討していく。」との回答を得ております。

冊子の24ページ、25ページ、別紙1の4ページをご覧ください。

男女共同参画推進に向けた人材の把握、活用についてです。

審議会意見として、「新たな人材の確保については、具体的なアプローチ方法の工夫が必要ではないか。広報での募集だけでは応募に尻込みする人もいると思われるので、もっと気軽に市の課題について意見を出せる機会や時間を設定するなど、市民が関わりやすい仕組み、例えばオブザーバーとして委員会等へ参加してもらうなどもできるのではないか。身近に関われる機会があることで、委員として参画したいと考える市民が増えるものとする。」としております。

このご意見に対する担当課としての回答を、人権男女共同参画課からは、「新たな人材の確保については様々なアプローチが必要であり、いただいたご提案のような手法も含め検討していきたい。」男女平等推進センターからは、「登録団体の自主的活動を支援することで、人材の育成及び新たな人材の確保に努めていく。」としております。

基本目標1から3については以上です。

【原田会長】

ありがとうございました。今までの点について何かご意見ありませんか。

6番のページ18の災害時におけるというのは、鈴木委員、この書きぶりによろしいですか。

【鈴木委員】

「災害時に」という言葉が抜けていたので、これでいいと思います。

【原田会長】

ありがとうございます。

【菊池委員】

前回欠席していましたので、5ページの言葉の修正と言いますか、付け加えだけですけども、小学生ということも入れていますので、整理番号1の2は小学生が入るのであれば「児童と生徒」という言葉を入れていただきたいと思います。

【事務局】

修正させていただきます。

【原田会長】

ありがとうございます。何かほかにご質問、ご意見ありませんか。

【事務局】

私のほうから1点ございます。

一番初めの全体の語尾ですが、「何とかではないか」というのを「してほしい」とか「必要である」とか、ちょっと強めの意見というような形で語尾を修正しているのがありますが、していないのがあります。内容を踏まえて、そこまで踏み込むのがどうかという部分も、そのままにしているのがあります。ただ、今回特にご提案的な意見については、なかなかこの場ですぐにやりますということは、今の段階では言えないこともあります。今回いただいたご意見で、実際実現できるかどうかは別として、ヒントとなっています。もちろんこの中ではご意見のとおり進めまますということはなかなか言えず、検討しますというような言い方になりますが、そういった意味では、今後の事業の推進のヒントとさせていただいておりますので、ありがたいところでございます。

【原田会長】

私が「してほしい」などにできないかと言ったもので、いろいろ苦慮しておるようですが、訂正するところは訂正して、それぞれのご意見はそれぞれの方が出されたものでもございますので、これでよければよしという解釈で、前向きにとという事務局からのご説明と受け取りました。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、基本目標4以降について説明をさせていただきます。

冊子の27ページ、28ページをご覧ください。

両立支援のための企業・事業所への啓発についてです。

審議会意見として、「当事者たる従業員に向けた講演が必要かもしれないので、短時間でも事業所へ出向き、当事者と直接対話することなどについて検討してほしい。」としております。

このご意見に対し、男女平等推進センターからは、「令和3年度まで個別に企業を訪問していたが、企業からの依頼が少なかったため集合形式とした経緯があることから、開催方法も含め検討していく。」との回答を得ております。

冊子の29、30ページ、別紙1の5ページをお願いいたします。

仕事や社会活動と家庭の両立のための子育て支援事業の充実についてです。

審議会意見として、「病児デイケアについて、年間利用児童数914人は1医療機関ではとても対応できない数と思われる。現在、病児デイケアは1医療機関のみの

契約となっているが、仕事と家庭の両立にはとても重要な問題であり、利用者も増加しているようなので、複数の医療機関と契約を締結するなど早急に取り組んでほしい。」としております。

このご意見に関しては、第2回会議で、1医療機関では負担が大きい「できれば」とあるのは表現が弱い、人員の確保ができない等の事情があるだろうが、ニーズがあるので「できれば」という言葉は外したほうがいい、とのご指摘がありましたので、事務局で「できれば」の文言を削除させていただきました。この表現でよろしいか、後ほどご意見をお願いします。

このご意見に対し、子育て支援課からは、「本市の病児デイケアルーム大野城では、定員数を1日当たり6名と設定しており、令和5年度の開設日数285日を踏まえると、延べ人数として最大1,710人の受入れが可能である。また、市内企業主導型保育事業所2施設（富世学舎、なないろ保育園）が実施している病児保育も、利用が可能であることに加え、令和5年度からは近隣9自治体で相互利用協定を交わし、協定市町村が設置する病児保育施設の利用も可能となっている。感染症の流行期には、利用希望者が定員数を超えて受入れが困難になる場合もあることから、市民が利用可能な、他の病児保育施設についても併せて周知を行っている。」との回答を得ております。

冊子の31、32ページ、別紙1の6ページをご覧ください。

女性の再就職や起業に関する支援についてです。

審議会意見として、「求職者向けのPC講座や適職探し、履歴書の書き方などは、ハローワーク等の講習と重なる部分もあり、差別化が難しいと思うが、アスカラにしかできない仕事に関する講座を実施してほしい。起業支援についても、他公共機関が実施している起業講座との差別化をきちんと打ち出し、アスカラにしかできない女性向けの講座を意識して事業実施に努めてほしい。」とのご意見です。

このご意見に対し、男女平等推進センターからは、「パソコンスキルアップ講座は参加者が徐々に減少していることから、見直しが必要であると考えている。また、在宅でできる起業などにも関心が寄せられていることから、起業セミナーと再就職講座をタイアップして、経済的自立を図るための講座としてリライトするなど、講座の狙い、受講者のニーズ、効率化が図れる内容にしていきたいと考える。」との回答を得ております。

次に、冊子の33、34ページ、別紙1の7ページをご覧ください。

男性に対する啓発事業の実施についてです。

審議会意見については二つ記載しています。一つ目は、「子育て支援は講座を実

施しているが、子どもの送り迎えの時間内で短い相談を受け、必要であれば専門家を紹介するなど、各保育所、幼稚園の場を借りた相談窓口巡回設置などは検討できないか。」二つ目は、「男性の生涯現役セミナーで、映像テーマであることに違和感があることに加え、スマホ携帯者で多少スマホの扱いに慣れている等条件があり、企画として適切かどうか疑問である。より多くの人に参加できる企画を検討してもらいたい。中高年男性への啓発は大変難しい問題と思うが、令和6年度実施計画の料理のテーマのように、身近で参加しやすいテーマ、土日の開催など工夫してもらいたい。料理実施後に、参加者で交流会を行うことも考えられるのではないか。」としております。

一つ目のご意見に対し、男女平等推進センターからは、「子育てに関する相談は、既に他部署で実施している部分も多いので、本計画事業においては、男女共同参画の視点を持った子育てを推進していくための啓発を、重点的に実施していく。」との回答を得ております。

二つ目のご意見に対し、こちらも男女平等推進センターから、「男性が家族の風景を撮影・編集することで、新たな家族の姿を感じる機会を提供できたと考える。内容については、中高年世代が固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに様々な活動ができる社会の在り方を考えるきっかけづくりとなるようなテーマにしたいと考える。開催日や受講後の交流会については、今後、内容と併せて検討したい。」との回答を得ております。

冊子の39、40ページ、別紙1の8ページをご覧ください。

男女共同参画に関する学習機会の提供についてです。

審議会意見として、「企画検討に関しては、識者や市民、職員も含め、複数での自由討論が必要ではないか。企画案の新たな創出は負担が大きく、担当部署だけでは難しい。」としております。

このご意見に関して、第2回会議では、事務局案での文末が変わっていますが、担当部署の負担が大きいのことを言いたかったのでは、とのご意見がありました。これを受け、事務局案を修正させていただきましたので、この表現でよろしいか、後ほどご意見をいただければと思います。

このご意見に対し、男女平等推進センターからは、「企画検討については、これまでも職員だけではなく実行委員会をつくり、多くの市民の参加の下、様々な意見をいただきながら行っている。今後もそのような形で進めていきたい。」との回答を得ております。

冊子の47ページをご覧ください。

男女共同参画に関する図書・教材の充実についてです。

審議会意見として、「高学年の児童や中学生の生徒が、社会科の人権の尊重など学習や総合的な学習の時間に調べることができるよう、教材や図書などの充実を検討してほしい。」としております。

このご意見に対し、男女平等推進センターからは「子供たちが利用しやすいような教材や図書の充実について検討していく。」との回答を得ております。

続きまして、冊子の55、56ページをお願いいたします。

女性等に対する暴力の防止に関する啓発についてです。

審議会意見についてですが、2行目終わりから3行目にかけて、手に取りやすいようなというところで「い」の文字が抜けておりましたので、修正いただきますようお願いいたします。

内容は、「啓発冊子等保育所でも配布させていただくことができ、分かりやすい色や文字等検討を重ねて作成されていると思うが、その中で、悩んでいる方が手に取りやすいような色等配慮するよう努めてほしい。」としております。

このご意見に対し、担当課として、「啓発冊子等の作成に際しては、必要としている人が手に取りやすいよう、分かりやすさや色使いなどに留意していく。」と回答しております。

次に、冊子の58、59ページ、別紙1の9ページをご覧ください。

DV被害者の保護と支援についてです。

第2回会議で、警察署によってはDV対応に積極的ではないところもある。市とソーシャルワーカー等との連携が大切である。いきなり警察へはハードルが高い。親が関わっている場合は、配偶者暴力相談支援センターとの連携のほうがいい、とのご意見をいただきました。送付した資料の事務局案では、初めの意見を十分に反映できておりませんでしたので、本日配付いたしました別紙1に書いてあるとおり、修正をさせていただいております。

修正しました審議会意見として、「学校の中でも面前DVの事案や家庭内での虐待や暴力など、子育てに関する事案の情報が上がってくることがある。しかし、児童相談所やこども家庭センターの職員が訪問しても、接触を嫌がる家庭も多く、対応が難しい。日頃から配偶者暴力相談支援センターや警察など関係機関との連携が必要である。特に、相談員やソーシャルワーカー間の連携が大切である。」としております。この表現でよろしいか、後ほどご意見をいただければと思います。

このご意見に対し担当課の回答として、「本市の相談対応も接触の難しい家庭など対応に苦慮する事例は多い。そうした場合、庁内の関係部署の連携はもちろん児

童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察など外部機関との連携が重要であることは十分認識しており、今後も日頃からの情報共有等、連携に努めていきたい。」としております。

冊子の61ページをお願いいたします。

性に基づく暴力の根絶についてです。

審議会意見として、「被害者が行政の縦割りのために窓口を移動しなくてはならないのは大変苦痛であると思うので、ワンストップサービスはとてもありがたいと思う。とてもよい取り組みなので継続してほしい。」としております。

これに対し担当課の回答として、「今後も引き続き関係各課との連携を図りながら、相談者の安全確保、負担軽減のため、ワンストップサービスをはじめ、被害者に寄り添った対応を行っていく。」としております。

基本目標4から7については以上です。

【原田会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問ご意見いただきます。まずは、第2回審議会での意見を幾つか確認したいと思います。皆さんで見ていただいて、これでよければこのままでいきますが。

私から確認ですが、5ページの10と14の病児デイケアのところの審議会意見は、これでよろしいです。

8ページの17の男女共同参画に関する学習機会の提供のところは、これでいいです。担当部署の負担が大きいことを言いたかったという解釈とします。

次の9ページの20番のところですが、DV相談を警察に直接言うのはストレート過ぎるので、配偶者暴力相談支援センターもあります、というご意見が出されたと思います。

【的野委員】

質問ですが、大野城市での各小学校区のSSWの配置はどうなっていますか。いらっしゃるのであれば、ここはSWではなく「SSW」がいいかと思います。

【事務局】

「スクールソーシャルワーカー」の話ですね。

【的野委員】

いらっしゃらなかつたら「SW」ですが、もし、各校区に配置されていれば「SSW」になるかと思います。

【事務局】

各校といますか…。

【菊池委員】

中学校区というか、何校か掛け持ちではあります。複数配置されているので、市として1人とかじゃないです。

【的野委員】

中学校区に1名ぐらいですか。

【事務局】

そのぐらいだったと思います。1人で何校か担当しています。

【的野委員】

そしたら「SSW」がひろう事項だと思います。

【事務局】

それでは「スクールソーシャルワーカー」ということにします。

【原田会長】

「SW」を「スクールソーシャルワーカー」に修正してください。

ほかに何かありませんか。

【菊池委員】

このことについて、学校の方から出していますが、警察にいきなり相談するというのではなくて、それぞれの市の部署とか児相が家庭訪問されると思いますが、やはり先ほどから出ているように、嫌がる場所とかしつけだからというような、対応されないことが結構ありまして、難しいところが多い、ということを回答にも書いていますが、相談した後により実効性があるような取組みとして、もちろんソーシャルワーカーとか相談員さんの連携は必要だと思いますが、それがちょっと難しい場合に、例えば、警察等と一緒に動けることができたらと思います。

もう一つは書いていませんが、誰が通報したか、みたいなところを追及されることもあり、子供が実際に言って学校が相談してということもありますが、会話の中ではっきり分からなくても、学校から言っているのでは、と分かってしまうときもあります。そういったこともわからないよう取り組んでいただきたい。そうなったときに、学校を守っていただけにはできないか、とも思っています。別に、これに何かを加えるという意味ではありませんが、より実効性があるということを目指して取り組んでいただけたらという意味で書きました。よろしくお願いします。

【事務局】

ご意見いただいた件について、相談員と例えば「スクールソーシャルワーカー」

や学校との連携がまず最初ですよ、という意味かと思えます。その先に、配暴センターや警察等があるので、今の菊池校長先生のご意見を受けて、少しここは修正したいと思います。校長先生が言われた今のご意見を、この中で反映できるかどうか考えた上で、会長に判断をいただくかもしれませんが、最終的な修正をさせていただこうと思えます。よろしいでしょうか。

【菊池委員】

ありがとうございます。

【原田会長】

今の趣旨だと、担当課対応案を少し変えないといけない気がします。

【事務局】

それも併せて検討させてもらいたいと思えます。

【原田会長】

ありがとうございます。

他に何かご質問、ご意見はありませんか。

私から、男女平等推進センターの回答対応案で、最後の締めが「考える」というのが幾つかありますが「考える」は取ってもらって「何々していきたい」というか、「何々します」と記載してもらいたいです。

【事務局】

分かりました。

【原田会長】

事務局として考えてもらった上で、ご対応ください。

それと、5ページの11番ですが、病児デイケアのところ、感染症の流行期のところの最後、「併せて周知を行っている」ではなく「行っていく」にしてはどうでしょうか。

【事務局】

分かりました。

【原田会長】

細かいかと思えますが、気になったのでお伝えしました。

他に何かご質問、ご意見はありませんか。

(「なし」)

なければ、全体として何かご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」)

それでは、次第の4、その他について、事務局のほうからご説明をお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。今後の予定ですが、本日いただきましたご意見も併せて、最終的な報告書をまとめまして、完成後委員の皆様へ送付させていただきます。市のホームページ、行政資料室にて市民の皆様へ公開も予定しています。

なお、別紙1の20番の部分だけ再度見直すことと、語尾のところを幾つか修正させていただきます、会長にご確認いただいた上で、20番の意見に関しては、菊池校長先生にもご相談させていただこうと思います。申し訳ありませんが、任期後になる可能性がありますので、その部分は皆さまにご確認いただきたいと思います。以上です。

【原田会長】

それでは、本日の議題は以上となります。

事務局から何かありますか。

【事務局】

最後にご挨拶させていただきたいと思います。

今任期は、2年間ちょうど8月末で満了です。特に、今期は日程調整が難しく、今日もお二人ご参加いただけなかった委員もいらっしゃいますが、何とか7月、8月の2か月で3回の会議を無事に終えることができ、誠にありがとうございました。

特に原田会長と的野委員は、3期務めていただいております。本来なら、ぜひ続けていただきたいところではありますが、任期の上限になっておりますので、今回で最後になります。6年間誠にありがとうございました。

武富委員、釘崎委員、お二人についても市民公募委員でございますので、今期までということになります。ありがとうございました。

引き続きお願いする委員の皆様におかれましては、また日程調整をさせていただいて、辞令交付式等予定がありますので、よろしく願いいたします。9月か10月を予定しています。

事務局からは以上でございます。

それでは、今年度3回にわたるご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度男女共同参画審議会第3回会議を終了いたします。